収支報告書

(その1)

平成　２８　年分
(平成　年　月　日開催分)

1	政治団体の名称	(ふりがな) はせひろしファンクラブ はせ浩ファンクラブ
2	主たる事務所の所在地	金沢市有松５丁目４－３１
3	代表者の氏名	森口　邦光
4	会計責任者の氏名	英　裕二

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

(ふりがな)
事務担当者の氏名　英　裕二
(電話)　076-245-9145
(電話)
(電話)
(電話)

第　号
29.2.-3 付
川県選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

記入しない

様式番号	団体コード	共通	枝番	REC No.	年号	届出年月日	年号	年分
1 3	4 9	10	11 14	15 17	18	19 24	25	26 27
A 2 1	0 0	1	0 1 0 0	0 1 0				

11 14
0200
（その2）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	15		17	90 十億	百万	千	円 99
収入総額	0	1	0			40	16,4
（前年からの繰越額）	0	2	0			40	16,2
（本年の収入額）	0	3	0				2
支出総額	0	4	0				0
翌年へ繰越額	0	5	0			40	16,4

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費							
金額	0	6	0	十億	百万	千	円 0
員数	0	7	0				人

(2) 寄附（寄附の区分で該当があるものについては(その7)、(その8)、(その9)の内訳を添付すること。）													
ア 寄附（イを除く。）の区分	REC NO.			金額 十億		百万		千			円		備考
(ア) 個人からの寄附	0	8	0										
（うち特定寄附）	0	9	0										
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0										
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0										
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)	1	2	0									0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0										
イ 政党匿名寄附	1	4	0										
合計 （ア＋イ）	1	5	0									0	

11 14
0 6 0 0

(その6)

(6)　その他の収入

15	17	摘要 28	87	金額 90 十億	百万	千	99 円	年月日	備考
8 0	0	この頁の小計							
8 1	0	1件10万円未満のもの					2		
9 0	0	合計					2		

記入しない

11			14
1	7	0	0

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記入すること。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 2 月 3 日

政治団体の名称　はせ浩ファンクラブ

会計責任者の氏名　英　裕 英 ㊞

代表者の氏名　㊞

※　会計責任者が記名押印又は署名すること。

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。